随意契約理由書

１　案件名称

　　デジタル手続法等法改正対応に係るコンビニ交付システム（戸籍）改修業務委託

２　契約の相手方

　　富士フイルムシステムサービス株式会社

３　随意契約理由

大阪市のコンビニ交付システム（戸籍）は、富士フイルムシステムサービス株式会社のパッケージソフトウェアを使用したシステムである。そのため、本システムの使用許諾は富士フイルムシステムサービス株式会社にあり、８月から実施する改修についても当該事業者しか行うことができない。

　　以上の理由により、地方自治法施行令第167条の２第１項第２号により、同社と特名随意契約を締結する。

４　根拠法令

　　地方自治法施行令第167条の２第１項第２号

５　担当部署

　　市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－6208－7339）